1　処分をした年月日　平成27年１月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社神戸製鋼所　川崎　博也　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通２－２－４　国土交通大臣許可（般特－24）第2498号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年１月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年４月22日
近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成27年２月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コムネット　管　　秀樹　大阪府大阪市淀川区西中島７－１－３－605　国土交通大臣許可（般－23）第21882号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年４月22日
近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成27年２月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム　松田　佳紀　大阪府大阪市北区天満橋１－８－30　国土交通大臣許可（特－22）第4645号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年４月22日
近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成27年２月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コウワ　原　　孝　大阪府大阪市福島区海老江６－１－22　国土交通大臣許可（特－22）第10873号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業、防水工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年４月22日
近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成27年２月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ブリヂストン化工品西日本株式会社　柴田　　尚　大阪府大阪市西区新町２－４－２　国土交通大臣許可（般－23）第8523号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、管工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年４月22日
近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成27年２月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大永商会　村上　　稔　兵庫県尼崎市久々知西町２－２－４　国土交通大臣許可（般特－24）第17463号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６０号
宮崎県西都市大字調殿1255番地１
債務者　晃成建設株式会社
代表者代表取締役　柳原由美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午後１時10分
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９６４号
大阪市西淀川区百島１丁目２番７号
債務者　岩見総業株式会社
代表者代表取締役　岩見　勝馬
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４４号
大阪市北区末広町２番35号
債務者　株式会社キミアコーポレーション
代表者代表取締役　今村　公栄
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７６号
大阪府吹田市春日１丁目１番６－106号
債務者　株式会社エフェクト
代表者代表取締役　村上　　敦
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部